

令和8年度投資家等ネットワーク構築事業委託業務仕様書

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う令和8年度投資家等ネットワーク構築事業事業（以下「本業務」という）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度投資家等ネットワーク構築事業委託業務

2 事業の目的

投資家及び投資会社（投資家等）とのネットワークを構築し、県内スタートアップへの投資促進による成長環境の充実を図る。

3 委託期間

委託契約の締結日から令和9年3月31日とする。

4 委託業務の内容

（1）基本方針

(ア)受託者は、自身の知見と実績に基づき、県内スタートアップへの投資効果が最も得られる投資家等との関係性を構築するため、長野県で活動を希望する投資家等のリストアップ、県内スタートアップの情報発信、スタートアップから投資家等への事業提案機会を提供する。

(イ)運営に当たっては、県内スタートアップに対し投資が見込める投資家等について、有識者からの意見等を踏まえ把握するとともに、軽井沢地域が有する投資家等や起業家との関係性も構築することで、成長環境の充実を図る。

(ウ)別途委託者が実施する投資会社からの投資を前提とした助成事業について、助成対象者の審査の支援及び助成事業の効果を最大化するためのフォローアップを実施する。

(エ)また、本仕様書で示す業務の実施にあたり、受託者において業務統括責任者を設置し、委託者との連絡調整を行うとともに、信州スタートアップステーション運営事業、女性起業家支援事業等の委託者において実施する他の施策と連携する。

（2）業務内容

① 投資家等ネットワークの構築

(ア)投資家等との関係性構築のため、以下の内容で効果的な広報を企画・実施し、県内で活動を希望する投資家等へ募集を行う。募集を行う際の応募条件等は委託者と協議の上、決定する。

- ・東京都の関係施設などで事前に周知した上で、説明会（オンライン・オフライン1回以上）実施
- ・本事業及び受託者が実施する助成事業について周知するウェブサイトの構築・SNS等の運用
- ・投資家等への個別訪問 等

(イ)なお、SNSツールの導入費用及びウェブサイトのサーバドメイン等に係る費用は受託者が費用を負担すること。

② 有識者の選定、会議等の実施

- (ア)スタートアップ・エコシステム、エクイティファイナンス、経済情勢に知見のある有識者を推薦し、委託者と協議の上、5名程度選定する。
- (イ)有識者が参加する審査会を1回以上開催する。審査会では、①で応募のあった投資家等の調査や、別途委託者が実施する投資会社からの投資を前提としたスタートアップへの助成事業について、助成対象とするスタートアップの審査を支援する。(5社程度を想定)
- (ウ)審査会の実施にあたっては、受託者において委員への旅費・謝金支払い、日程調整等の事務を行うこと。また、支援対象となる投資家等及びスタートアップの審査基準・評価表案を作成し、委託者と協議の上、実施すること。
- ③ スタートアップレポーティング
- (ア)投資家等からの投資を得るために必要な県内スタートアップや経済情勢等をまとめたレポートの内容を企画する。
- (イ)決定した仕様に基づき、長野県内スタートアップ等の事業概要、成長性、資金ニーズをまとめたスタートアップレポートを1回あたり25社程度、年4回程度、効果的な方法で投資家等へ提供する。
- ④ スタートアップと投資家等の交流イベントの実施及び長野県への定着支援
- (ア)上記により関係性を構築した投資家等へ県内スタートアップが事業提案を行う機会について、その内容・開催場所・広報方法を企画する。
- (イ)企画内容に基づき、受託者において3回程度イベントを開催する。
- (ウ)②で助成対象としたスタートアップに対し、定期的に事業進捗及び助成金支出の確認を行うこと。事業進捗で確認した支援ニーズに応じて、スタートアップへの支援を実施すること。
- ⑤ スタートアップ・エコシステム構築に資する軽井沢地域の資源の活用
- (ア)①～④の業務の実施にあたっては、首都圏から近く、著名な起業家が集まる軽井沢地域の資源を活用すること。(例：軽井沢地域で開催する経営者合宿等と連携したイベントの開催、軽井沢地域のコワーキング等の活用、軽井沢地域で活動する起業家をメンターとしたイベントコンテンツの企画等)
- (イ)効果的な業務実施のため、軽井沢地域の行政機関、商工団体等と情報共有や、共同イベント等を開催すること。その際は、本業務で取得する情報の取り扱いについて、委託者と協議の上、ルールを定めること。

5 委託者への報告

(1) 事業実施計画書

受託者は、業務委託契約締結時に事業実施計画書（様式任意）を委託者に提出すること。また、事業実施計画書には、本業務で関係性を構築する投資家等へのアプローチ、スタートアップ情報の発信、事業提案機会の提供など主な項目のスケジュールを記載すること。なお、事業実施計画書に変更がある場合は、あらかじめその内容について委託者と協議すること。

(2) 月次報告書

受託者は、アプローチした投資家等や、情報発信や事業提案機会提供のため相談等を行ったスタートアップとの面談記録等の必要な情報を取りまとめ、毎月委託者に報告すること。（様式任意）

(3) 実績報告書

受託者は、業務完了時に契約書に定める業務報告書（様式第1号）に下記6の成果品を添えて委託者に提出すること。

6 成果品

以下の資料（様式任意）を正本1部及び電子データにより提出すること。

- (1) 投資家等との関係性構築：履行期間中にアプローチを行った投資家等の記録
- (2) スタートアップ情報：情報発信や事業提案機会提供のための面談記録
- (3) 有識者との検討状況：有識者との検討から得られた知見
- (4) 事業提案機会：事業提案機会での相談記録
- (5) 助成スタートアップの定着状況：助成事業進捗及び助成金支出の確認
- (6) 軽井沢地域の特性：本業務の実施にあたり、軽井沢地域が属性となる情報

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

8 対象経費

- (1) 対象とならない経費は以下のとおりとする。
 - ① 機械・機器等の購入経費
 - ② 土地・建物を取得するための経費
 - ③ 施設や設備を設置または改修するための経費
 - ④ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
 - ⑤ 飲食にかかる経費
 - ⑥ その他、事業との関連が認められない経費
- (2) この他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

9 著作権等の取扱い

本業務により新たに生じた著作権等は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

10 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (5) 上記に限らず、定期的に委託者と情報共有の場を設けること。